

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	令和４年７月22日
【中間会計期間】	第63期中（自　令和３年11月１日　至　令和４年４月30日）
【会社名】	株式会社三好ゴルフ倶楽部
【英訳名】	MIYOSHI GOLF CLUB CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 取締役社長　　滝　茂夫
【本店の所在の場所】	愛知県みよし市黒笹町三ヶ峯1271番地
【電話番号】	日進(0561)74 - 1221
【事務連絡者氏名】	代表取締役 常務取締役　　泉　憲一
【最寄りの連絡場所】	愛知県みよし市黒笹町三ヶ峯1271番地
【電話番号】	日進(0561)74 - 1221
【事務連絡者氏名】	代表取締役 常務取締役　　泉　憲一
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第61期中	第62期中	第63期中	第61期	第62期
会計期間	自 令和元年 11月1日 至 令和2年 4月30日	自 令和2年 11月1日 至 令和3年 4月30日	自 令和3年 11月1日 至 令和4年 4月30日	自 令和元年 11月1日 至 令和2年 10月31日	自 令和2年 11月1日 至 令和3年 10月31日
売上高 (千円)	147,848	150,443	159,229	296,771	300,405
経常利益 (千円)	32,633	45,552	53,256	80,546	88,031
中間(当期)純利益 (千円)	21,353	30,348	35,430	53,255	58,717
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
純資産額 (千円)	1,826,698	1,888,948	1,952,747	1,858,600	1,917,317
総資産額 (千円)	4,616,259	4,625,701	4,696,233	4,610,372	4,683,665
1株当たり純資産額 (円)	182,669.84	188,894.87	195,274.79	185,860.07	191,731.79
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	2,135.35	3,034.80	3,543.01	5,325.58	5,871.72
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	39.6	40.8	41.6	40.3	40.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	47,506	15,216	50,837	137,564	167,466
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,347	2,125	3,353	53,861	5,740
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	156,364	211,001	407,120	197,909	359,635
従業員数 (名)	-	-	-	-	-

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
- 4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当中間会計期間の期首から適用しており、当中間会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

当社はゴルフ場及びその附属設備並びにスキー場を所有し、これを一括して三好カントリー倶楽部と荘川高原カントリー倶楽部に賃貸しており、ゴルフ場及びスキー場運営に関する事務は、すべて賃借人たる三好カントリー倶楽部及び荘川高原カントリー倶楽部において処理しておりますので、当社の代表取締役・常務取締役泉憲一が専らその事務をとり、三好カントリー倶楽部及び荘川高原カントリー倶楽部の職員の一部に補助を依頼しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

また、新たに生じた優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題はありません。

2【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が再拡大を繰り返す中で、社会経済活動の正常化に向けた動きがみられるものの、ウクライナ情勢による、原材料、エネルギー及び物流コスト等の高騰により、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような情勢の中ではありますが、会員及びその他の利用者みなさまに安全かつ快適な環境を提供できるよう、東4番ホールのカート道新設及び改修工事を実施いたしました。

(1) 経営成績の状況

収入につきましては、三好カントリー倶楽部に対する賃貸料が前年の新型コロナウイルスの影響による減額を平年ペースに戻したことから増額しました。索道事業収入も荘川高原スキー場の降雪状況が前年より好転したことから増額しました。結果として、売上高は159,229千円（前年同期比105.8%）となりました。

売上原価につきましては、分譲地管理費用の増加がありましたが、減価償却費の減少等もあり、92,500千円（前年同期比102.4%）となりました。

販売費及び一般管理費は13,821千円（前年同期比92.0%）となり、営業利益は52,907千円（前年同期比117.4%）、中間純利益は35,430千円（前年同期比116.7%）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりです。

賃貸事業におきましては、売上高は142,050千円（前年同期比103.6%）、営業利益54,857千円（前年同期比118.3%）となりました。

分譲地関連事業におきましては、売上高は8,339千円（前年同期比106.4%）、営業損失1,950千円（前年同期は営業損失1,339千円）となりました。

また、索道事業は、売上高は8,840千円（前年同期比159.2%）、営業利益は0円（前年同期と同額）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ47,484千円増加し、407,120千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、50,837千円（前年同期比35,621千円増）となりました。これは主に、税引前中間純利益の計上及び減価償却費が46,253千円計上されたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は3,353千円（前年同期比1,228千円増）となりました。これは有形固定資産の取得によるものであります。

(3) 販売の実績

当中間会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 令和3年11月1日 至 令和4年4月30日)	前年同期比 (%)
賃貸事業 (千円)	142,050	103.6
分譲地関連事業 (千円)	8,339	106.4
索道事業 (千円)	8,840	159.2
合 計 (千円)	159,229	105.8

(注) 前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売高及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
三好カントリー倶楽部	133,000	88.4	138,000	86.7

(4) 財政状態の分析

(資産の部)

当中間会計期間末の資産の部合計は、前事業年度末と比較して12,568千円(0.3%)増加し、4,696,233千円となりました。

流動資産は同55,099千円(14.6%)増加し、432,397千円となりました。増減の主な要因は、現金及び預金の47,484千円増加であります。

固定資産は同42,531千円(1.0%)減少し、4,263,835千円となりました。これは、有形固定資産の取得が3,721千円ありましたが、減価償却費が46,253千円あったことによるものであります。

(負債の部)

当中間会計期間末の負債の部合計は、前事業年度末と比較して22,862千円(0.8%)減少し、2,743,485千円となりました。

流動負債は同22,036千円(32.6%)減少し、45,478千円となりました。増減の主な要因は、未払金が14,339千円、その他に含まれる未払費用が4,162千円減少したことによるものであります。

固定負債は同825千円(0.0%)減少し、2,698,007千円となりました。

(純資産の部)

当中間会計期間末の純資産の部合計は、前事業年度末と比較して35,430千円(1.8%)増加し、1,952,747千円となりました。増減の主な要因は、繰越利益剰余金が主に中間純利益35,430千円の計上により36,433千円増加したことによるものであります。

(5) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

(経営成績)

賃貸事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による経営状況の悪化を受け三好カントリー倶楽部の賃貸料を令和3年3月まで減額しておりましたが、従前の金額に戻したことにより売上高は前年同期より増加しました。一方、賃貸原価、販売費及び一般管理費については、前年同期と同様、当中間会計期間も大きな設備投資等がなかったことから大きな変動は生じておりません。その結果、セグメント利益は前年同期を上回りました。

分譲地関連事業につきましては、管理料収入は水道料の単価を値上げしたことにより前年同期より増加しましたが、分譲地の伐採作業費等の発生により分譲地管理費用が増加したことから、セグメント損失はやや増加しました。

索道事業につきましては、莊川高原スキー場が前年同期よりも早期に開業することができ正月も含め長い期間にわたり営業したため、索道事業収入は前年同期よりも増加しました。ただし、費用も同額発生したため損益は生じておりません。

全体としては、賃貸事業における賃貸料の回復による売上の増加の影響が大きく、中間純利益は増加しました。

（資本の財源及び資金の流動性）

ゴルフ場経営は莫大な固定設備を必要とし、管理維持にも多大な費用がかかりますが、自己資本は1,952,747千円と高水準を維持しており財源として安定しております。従いまして、設備資金、運転資金は、すべて自己資金で賄うことが可能です。また、営業活動によるキャッシュ・フローは50,837千円となっており設備投資に充てる短期的な支払能力は高い状況にあります。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

特記すべき設備計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,800
計	20,800

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (令和4年4月30日)	提出日現在発行数(株) (令和4年7月22日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000	10,000	非上場	株式の譲渡には当社の承認を要します。また、単元株制度は採用しておりません。
計	10,000	10,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和3年11月1日～ 令和4年4月30日	-	10,000	-	100,000	-	-

(5) 【大株主の状況】

令和4年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株 式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
三好カントリー倶楽部	愛知県みよし市黒笹町三ヶ峯1271番地	160	1.60
トヨタ自動車株式会社	豊田市トヨタ町1番地	48	0.48
ゴムノイナキ株式会社	名古屋市中区上前津二丁目8番1号	48	0.48
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	40	0.40
東邦瓦斯株式会社	名古屋市熱田区桜田町19番18号	36	0.36
東海テレビ放送株式会社	名古屋市東区東桜一丁目14番27号	32	0.32
興和株式会社	名古屋市中区錦三丁目6番29号	32	0.32
株式会社豊田自動織機	刈谷市豊田町二丁目1番地	28	0.28
豊証券株式会社	名古屋市中区栄三丁目7番1号	28	0.28
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	24	0.24
中部電力株式会社	名古屋市東区東新町1番地	24	0.24
東海レベラー鋼業株式会社	東海市荒尾町蜂ヶ尻6番地の1	24	0.24
計	-	524	5.24

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,000	10,000	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	10,000	-	-
総株主の議決権	-	10,000	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（令和3年11月1日から令和4年4月30日まで）の中間財務諸表について、名古屋監査法人による中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社を有しておりませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年10月31日)	当中間会計期間 (令和4年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	359,635	407,120
未収入金	12,956	21,579
分譲用土地	14,035	14,035
その他	1,630	1,341
貸倒引当金	10,960	11,680
流動資産合計	377,298	432,397
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	532,921	522,160
建物附属設備（純額）	229,866	215,746
構築物（純額）	442,283	425,103
ゴルフコース	2,110,894	2,110,894
土地	972,850	972,850
その他（純額）	15,223	14,752
有形固定資産合計	4,304,040	4,261,508
無形固定資産	1,711	1,711
投資その他の資産	615	615
固定資産合計	4,306,367	4,263,835
資産合計	4,683,665	4,696,233
負債の部		
流動負債		
未払金	16,837	2,497
未払法人税等	17,707	18,652
その他	32,969	24,328
流動負債合計	67,514	45,478
固定負債		
繰延税金負債	98,833	98,007
長期預り保証金	2,600,000	2,600,000
固定負債合計	2,698,833	2,698,007
負債合計	2,766,347	2,743,485
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	900,000	900,000
資本剰余金合計	900,000	900,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	202,976	201,972
別途積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	514,341	550,775
利益剰余金合計	917,317	952,747
株主資本合計	1,917,317	1,952,747
純資産合計	1,917,317	1,952,747
負債純資産合計	4,683,665	4,696,233

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年11月1日 至 令和3年4月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年11月1日 至 令和4年4月30日)
売上高	150,443	159,229
売上原価	1 90,367	1 92,500
売上総利益	60,076	66,729
販売費及び一般管理費	15,027	13,821
営業利益	45,048	52,907
営業外収益	503	348
経常利益	45,552	53,256
特別損失	2 0	-
税引前中間純利益	45,552	53,256
法人税、住民税及び事業税	16,548	18,652
法人税等調整額	1,344	825
法人税等合計	15,204	17,826
中間純利益	30,348	35,430

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和2年11月1日 至 令和3年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金			利益剰余 金合計		
				固定資産 圧縮積立 金	別途積立 金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	900,000	900,000	204,983	200,000	453,617	858,600	1,858,600	1,858,600
当中間期変動額									
中間純利益	-	-	-	-	-	30,348	30,348	30,348	30,348
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	1,003	-	1,003	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	1,003	-	31,351	30,348	30,348	30,348
当中間期末残高	100,000	900,000	900,000	203,979	200,000	484,969	888,948	1,888,948	1,888,948

当中間会計期間（自 令和3年11月1日 至 令和4年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	
		その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金			利益剰余 金合計		
				固定資産 圧縮積立 金	別途積立 金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	900,000	900,000	202,976	200,000	514,341	917,317	1,917,317	1,917,317
当中間期変動額									
中間純利益	-	-	-	-	-	35,430	35,430	35,430	35,430
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	1,003	-	1,003	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	1,003	-	36,433	35,430	35,430	35,430
当中間期末残高	100,000	900,000	900,000	201,972	200,000	550,775	952,747	1,952,747	1,952,747

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年11月1日 至 令和3年4月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年11月1日 至 令和4年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	45,552	53,256
減価償却費	48,092	46,253
固定資産除却損	0	-
その他の資産・負債の増減額	65,977	30,963
小計	27,667	68,545
法人税等の支払額	12,450	17,707
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,216	50,837
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,125	3,353
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,125	3,353
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	13,091	47,484
現金及び現金同等物の期首残高	197,909	359,635
現金及び現金同等物の中間期末残高	211,001	407,120

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

(1) 賃貸事業

三好カントリー倶楽部へゴルフ場施設の貸出、荘川高原カントリー倶楽部へスキー場施設の貸出を行っております。賃貸事業については、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しています。

(2) 分譲地関連事業

岐阜県高山市所在別荘分譲地の販売及び管理を行っております。販売については、不動産を引き渡した時点で収益を認識し、管理については、役務提供期間にわたりその期間の経過に応じて収益を認識しています。

(3) 索道事業

岐阜県高山市所在のスキー場において、索道事業を行っております。リフトの利用者からリフト使用料を収受しており、リフト券の販売引渡し時点で収益を認識しています。

5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引出し可能な預金及び取得日から3ヶ月以内に満期の到来する定期預金からなっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。なお、当中間会計期間において、中間財務諸表の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる当中間会計期間における期首の繰越利益剰余金に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、前中間会計期間に係る比較情報については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

当社は、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを、中間財務諸表作成時において入手可能であった情報に基づいて実施しております。なお、当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大は当中間会計期間末時点における会計上の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

(中間貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和3年10月31日)	当中間会計期間 (令和4年4月30日)
	2,945,959千円	2,992,212千円

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和2年11月1日 至 令和3年4月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年11月1日 至 令和4年4月30日)
有形固定資産	48,092千円	46,253千円

2 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和2年11月1日 至 令和3年4月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年11月1日 至 令和4年4月30日)
固定資産除却損		
建物附属設備	0千円	- 千円
計	0	-

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和2年11月1日 至 令和3年4月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	10,000	-	-	10,000

2 自己株式に関する事項
該当事項はありません。3 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。4 配当に関する事項
該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和3年11月1日 至 令和4年4月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	10,000	-	-	10,000

2 自己株式に関する事項
該当事項はありません。3 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。4 配当に関する事項
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和2年11月1日 至 令和3年4月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年11月1日 至 令和4年4月30日)
現金及び預金勘定	211,001千円	407,120千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	211,001	407,120

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(令和3年10月31日)

金融商品の時価等に関する事項

令和3年10月31日における貸借対照表計上額、時価及び差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	359,635	359,635	-
(2) 未収入金	12,956	12,956	-
資産計	372,592	372,592	-
(1) 未払金	16,837	16,837	-
(2) 未払費用()	21,646	21,646	-
(3) 未払法人税等	17,707	17,707	-
(4) 未払消費税等()	9,866	9,866	-
負債計	66,057	66,057	-

() 未払費用及び未払消費税等は、流動負債の「その他」に含まれております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金 (2) 未払費用 (3) 未払法人税等 (4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位: 千円)

区 分	貸借対照表計上額
(1) 差入保証金()	605
(2) 長期預り保証金	2,600,000

() 差入保証金は「投資その他の資産」に含まれております。

(1) 差入保証金については、賃借期間が確定していないため将来キャッシュ・フローを見積もることができません。したがって時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価の表示をしておりません。

(2) 長期預り保証金については、市場価格がなく、かつ返済期限が確定していないため将来キャッシュ・フローを見積もることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価の表示をしておりません。

当中間会計期間(令和4年4月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年4月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(1) 資 産

「現金及び預金」、「未収入金」については、現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 負 債

「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（令和4年4月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（令和4年4月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預り保証金	-	-	2,600,000	2,600,000
負債計	-	-	2,600,000	2,600,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期預り保証金

要求払いの特徴を有する長期預り保証金については、貸借人からの要求に応じて支払われるものであり、レベル3の時価に分類しております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

当社は、主に愛知県みよし市にゴルフ場施設を、岐阜県高山市にスキー場施設を賃貸不動産として所持しており、その施設を三好カントリー倶楽部及び荘川高原カントリー倶楽部へ賃貸しております。

これら賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、期中増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年11月1日 至 令和3年10月31日)	当中間会計期間 (自 令和3年11月1日 至 令和4年4月30日)
中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)		
期首残高	4,348,688	4,265,084
期中増減額	83,603	40,736
中間期末(期末)残高	4,265,084	4,224,348
中間期末(期末)時価	5,290,576	5,249,802

(注) 1. 中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)は取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前事業年度の主な増加額は三好カントリー倶楽部東5番ホールカート道工事(1,384千円)であり、主な減少額は減価償却費(89,344千円)であります。当中間会計期間の主な増加額は三好カントリー倶楽部東4番カートパス新設工事(1,154千円)、東4番カート道新設工事(1,370千円)であり、主な減少額は減価償却費(43,629千円)であります。

3. 中間期末(期末)の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額をもとに算定した金額であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 令和3年11月1日 至 令和4年4月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合 計
	賃貸事業	分譲地関連事業	索道事業	
賃貸収入(三好カントリー倶楽部)	138,000	—	—	138,000
賃貸収入(荘川高原カントリー倶楽部)	4,050	—	—	4,050
分譲地販売収入	—	—	—	—
分譲地管理収入	—	8,339	—	8,339
リフト収入	—	—	8,840	8,840
売上高	142,050	8,339	8,840	159,229

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、三好カントリー倶楽部へゴルフ場施設の貸出、荘川高原カントリー倶楽部へスキー場施設の貸出、荘川高原の分譲地の販売・管理、さらには荘川高原において索道事業を展開しております。

したがって、当社は事業内容により「賃貸事業」「分譲地関連事業」と「索道事業」の3つの報告セグメントとしております。

「賃貸事業」は、ゴルフ場並びにスキー場の施設を賃貸しております。「分譲地関連事業」は、岐阜県高山市所在別荘分譲地の販売及び管理を行っております。「索道事業」は、岐阜県高山市所在のスキー場において、索道事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間会計期間（自 令和2年11月1日 至 令和3年4月30日）

（単位：千円）

	賃貸事業	分譲地関連事業	索道事業	合 計
売上高				
外部顧客への売上高	137,050	7,838	5,554	150,443
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	137,050	7,838	5,554	150,443
セグメント利益又は損失（ ）	46,388	1,339	-	45,048
セグメント資産	4,363,881	49,107	-	4,412,988
その他の項目				
減価償却費	46,628	1,464	-	48,092
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,125	-	-	2,125

（注）売上高及びセグメント利益は、中間損益計算書の売上高及び営業利益に一致しております。

当中間会計期間（自 令和3年11月1日 至 令和4年4月30日）

（単位：千円）

	賃貸事業	分譲地関連事業	索道事業	合 計
売上高				
外部顧客への売上高	142,050	8,339	8,840	159,229
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	142,050	8,339	8,840	159,229
セグメント利益又は損失（ ）	54,857	1,950	-	52,907
セグメント資産	4,240,518	46,882	-	4,287,401
その他の項目				
減価償却費	44,789	1,464	-	46,253
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,721	-	-	3,721

（注）売上高及びセグメント利益は、中間損益計算書の売上高及び営業利益に一致しております。

4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

資 産	前中間会計期間	当中間会計期間
報告セグメント計	4,412,988	4,287,401
全社資産（注）	212,712	408,832
中間財務諸表の資産合計	4,625,701	4,696,233

（注）全社資産は、主に本社の資金であります。

【関連情報】

前中間会計期間（自 令和2年11月1日 至 令和3年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	賃貸事業	分譲地関連事業	索道事業	合 計
外部顧客への売上高	137,050	7,838	5,554	150,443

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社の外部顧客への売上高は、全て本邦におけるものであります。

(2) 有形固定資産

当社の有形固定資産は、全て本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
三好カントリー倶楽部	133,000	賃貸事業

当中間会計期間（自 令和3年11月1日 至 令和4年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	賃貸事業	分譲地関連事業	索道事業	合 計
外部顧客への売上高	142,050	8,339	8,840	159,229

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社の外部顧客への売上高は、全て本邦におけるものであります。

(2) 有形固定資産

当社の有形固定資産は、全て本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
三好カントリー倶楽部	138,000	賃貸事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年11月1日 至 令和3年4月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和3年11月1日 至 令和4年4月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年11月1日 至 令和3年4月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和3年11月1日 至 令和4年4月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年11月1日 至 令和3年4月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和3年11月1日 至 令和4年4月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 令和 2 年11月 1 日 至 令和 3 年 4 月30日)	当中間会計期間 (自 令和 3 年11月 1 日 至 令和 4 年 4 月30日)
1 株当たり中間純利益	3,034.80円	3,543.01円
(算定上の基礎)		
中間純利益 (千円)	30,348	35,430
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益 (千円)	30,348	35,430
普通株式の期中平均株式数 (株)	10,000	10,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前事業年度 (令和 3 年10月31日)	当中間会計期間 (令和 4 年 4 月30日)
1 株当たり純資産額	191,731.79円	195,274.79円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	1,917,317	1,952,747
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	-	-
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額 (千円)	1,917,317	1,952,747
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数 (株)	10,000	10,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

特記すべき事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書	事業年度	自	令和2年11月1日	令和4年1月21日
及びその添付書類	(第62期)	至	令和3年10月31日	東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年7月21日

株式会社三好ゴルフ倶楽部

取締役会 御中

名古屋監査法人
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 大 西 正 己
業務執行社員

代表社員 公認会計士 市 川 泰 孝
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三好ゴルフ倶楽部の令和3年11月1日から令和4年10月31日までの第63期事業年度の中間会計期間（令和3年11月1日から令和4年4月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三好ゴルフ倶楽部の令和4年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年11月1日から令和4年4月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬に

よる中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。